平成２９年（フ）第５４号
札幌市清田区平岡公園東７丁目８番22―102号
債務者　藤田　和彦
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５号
札幌市清田区平岡公園東７丁目８番22―102号
債務者　藤田　美香
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４号
札幌市豊平区美園１条６丁目３番18―202号、住民票上の住所北海道江別市萌えぎ野東16番地の６
債務者　工藤　奈絵
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１号
札幌市白石区北郷８条７丁目２番15号　モアクレスト北郷105号
債務者　佐々木敏康
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２７号
群馬県前橋市南橘町11番地　ＮＡ―406号
債務者　千木良双一
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６２６号
埼玉県川越市大塚新町18番地１（エスペランサ南大塚Ａ棟）、前住所埼玉県川越市大字今福1451番地１（ソレイユ・メゾンＡ101号室）
債務者　宮下　順平（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９０号
埼玉県川越市大字今福1510番地３　（ラテル武蔵野Ⅱ　101号室）
債務者　品川はづき（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１号
埼玉県富士見市羽沢３丁目13番49号
債務者　福田　　惇
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２７号
静岡県富士宮市舞々木町675番地メゾンドールＦＵＪＩ202号
債務者　岡崎　竜也
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３２３号
愛知県額田郡幸田町大字高力字神山66番地、前住所愛知県岡崎市松橋町１丁目11番地270グリーンハイム松橋Ⅱ　107
債務者　田嶋　慎二
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
愛知県豊田市井上町１丁目２番地、住民票上の住所名古屋市緑区鳴子町３丁目２番地の２（Ｖｅｒｅｄｅ桃山303）
債務者　浅岡　崇光（旧姓住井）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
岡山県真庭市下見249番地
債務者　下美　　緑
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第４９号
北海道砂川市吉野３条南３丁目２番２―45号東町団地
債務者　森本　文子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
北海道滝川市滝の川町西８丁目３番５―5304号　みずほ団地
債務者　梨本　綾子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
盛岡市西青山２丁目10番48号
債務者　村上　由男
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２８０号
愛知県岩倉市大地新町１丁目76番地　星光マンション５Ａ
債務者　金沢　和子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部